

(様式 2)
処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	1-7
法令名	森林組合法	根拠条項	115-2		
不利益処分	創立総会の決議等の取消し				
森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 115 条第 2 項 法第 115 条第 1 項 (議決、選挙及び当選の取消し) の規定は創立総会の場合について準用する。					
(処分基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 2 不利益処分 (処分の基準) (6) 法第 115 条第 1 項の規定による総会の議決等の取消しに係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。 (7) 法第 115 条第 2 項の規定による創立総会の議決等の取消しについては、(6) に準ずる。					
(その他)					